

必要な手続きがあります

手続きが完了しなければ 就学支援金を支給できません！

◆ 収入状況届出の提出処理等を行ってください。

- ◇ 令和5年7月～令和6年6月分（新入生は令和6年4月～6月）の就学支援金については、令和5年度の税額にて審査を行いました。令和6年7月～令和7年6月分の就学支援金を受けるには、令和6年度の税額にて、改めて審査を行う必要があります。
- ◇ 別添の資料を参考に、インターネットから高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）にログインし、継続意向登録及び収入状況届出（マイナポータルと連携し、令和6年度の税額の登録等）を行ってください。

処 理 期 間 : 7 月 1 日 (月) ~ 〇 月 〇 日 (〇)

- ※ 期間を過ぎると、7月からの就学支援金が受給できなくなります。
- ※ 期間前に処理を行うと、マイナポータルに税額が反映していないため、エラーとなる場合があります。
- ※ 令和6年7月からはオンラインの申請ではなく書面での手続きを希望する場合や、就学支援金を受給しない意向の方は、在学中の学校の事務室へご連絡ください。

◆ 4月1日に「収入状況等届出依頼通知」のメールが届いた場合

- ◇ 現2年生で、4月1日に「収入状況等届出依頼通知」のメールが届き、上記処理期間前に手続きした結果、マイナポータル連携がエラーとなった方におかれましては、本案内を参考に、改めて処理していただきますようお願いいたします。
なお、処理期間前の手続きでマイナポータル連携がエラーとなり、収入状況提出方法を「個人番号を入力する」に変更して、すでに学校へ提出された場合は、今回の案内による処理は不要です。
ご自身の申請状況をご確認されたい場合は、学校の事務室へお問い合わせください。

（参考）就学支援金制度とは？

- ◇ **就学支援金制度とは？**
申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）
- ◇ **対象となる世帯は？**
次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、**30万4,200円未満（年収約910万円未満）**の方

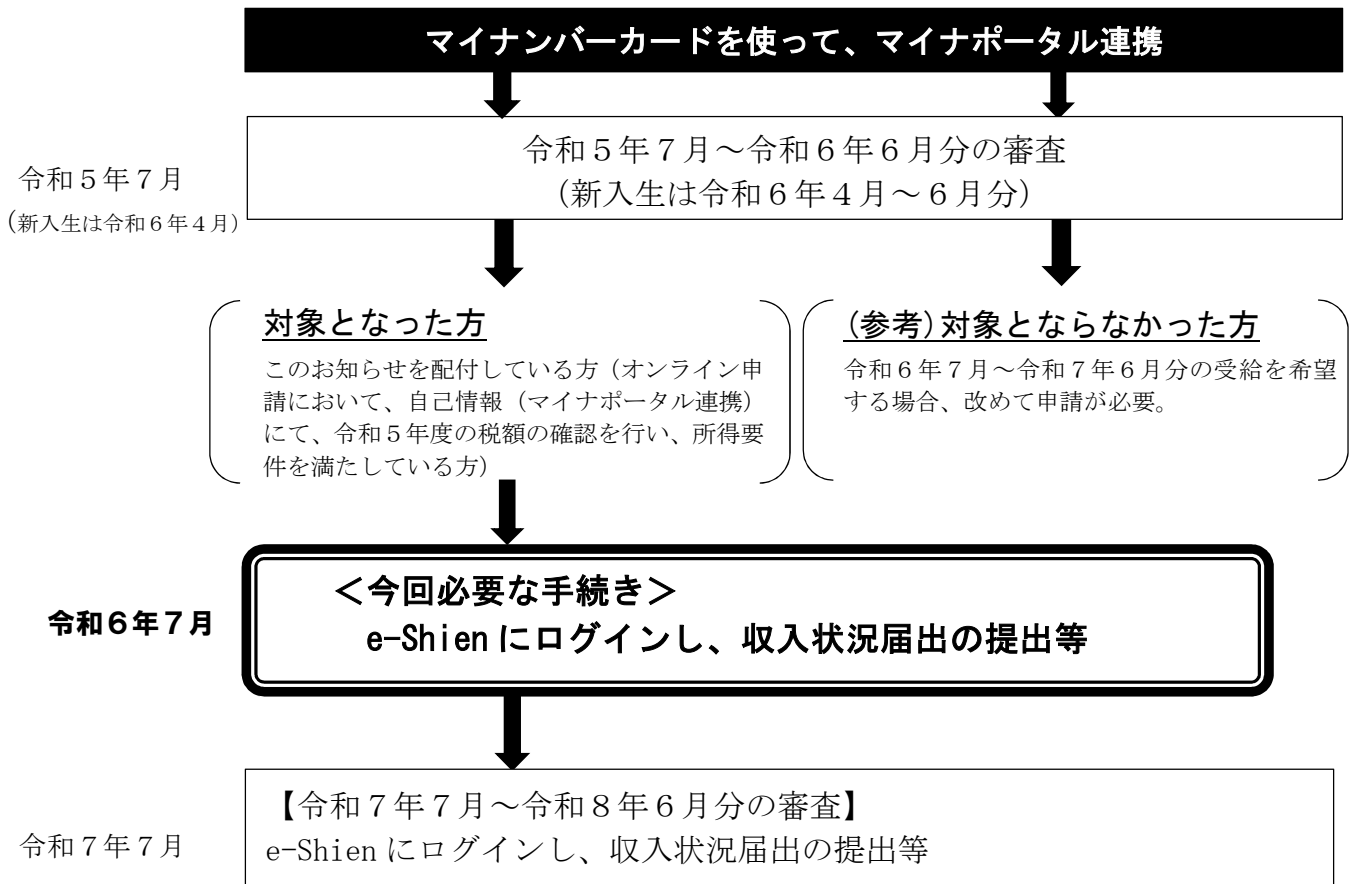
【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

令和6年7月～令和7年6月分の審査において、支給対象となる生徒等が早生まれで扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成20年1月2日～4月1日生まれの生徒が該当）、下記の計算式により対象世帯を判定します。

【計算式】(市町村民税の課税標準額 - 33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額

◆ 就学支援金（令和6年7月～令和7年6月分）のスケジュール



◆ 令和5年の所得について、税申告はしていますか？

- ◇ 税申告が済んでいない場合は、速やかに申告をする必要があります。
審査は、令和6年度の税額（令和5年1月1日～12月31日の所得）で行います。
マイナンバーカードを使い税額を登録していただきます。税申告が済んでおらず、税額が確定していない場合は、就学支援金の審査ができません（支給決定ができないため、授業料の支払いが発生します）。

◆ 次の場合は事務室に必ず連絡してください

- ◇ 保護者（親権者）に変更があった場合
- ◇ 住所に変更がある場合
- ◇ 収入の修正申告や税額の更正があった場合
別途、手続きが必要となります。

（参考）家計急変世帯への支援について

- ◇ 家計急変世帯への支援とは？
 - 高等学校等就学支援金の審査において、年収約910万円以上の世帯のため、支給の対象にならず、授業料を負担いただく方であっても、その後の事情により、家計急変（収入の激減）の事由があった場合は、一定の要件を満たせば高等学校等就学支援金制度の家計急変支援^{*}の対象になります。

※ 詳細については、事務室へお問合せください。

問合せ先 神奈川県立〇〇〇〇学校 事務室 電話 000-0000-0000

就学支援金を受給している方々へ

神奈川県立高校
令和6年7月の手続き

高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！



届出の方法

インターネットから「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」にアクセスし、申請をしてください。
URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f533732/2022shinnyusei.html>

なお、届出は〇月〇日（〇）までに完了させてください。

※届出期日を過ぎると7月からの就学支援金が受給できなくなります。



申請はこちらから



届出の手順

1

ログイン

入学時に学校から配布されたID・パスワードを入力します。
※ID・パスワードがわからない場合、学校の事務室にご連絡ください。

2

継続意向の登録

支給の継続を希望するか、保護者情報に変更があるかを選択します。

3

登録情報の確認

登録済みの生徒情報や保護者情報を確認します。
※2で「保護者変更あり」を選択した場合は、別の画面で登録手続を行います。

保護者情報に変更がある場合

4

収入状況の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

5

提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、届出完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、審査完了後にお知らせのメールも送信されます。



届出の手順（4.収入状況の登録）

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

なお、Iの方法では、エラーにより登録できなかった場合等は、IIの方法で申請を行ってください。

I 自己情報の提出（マイナポータルとの連携）

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。



II マイナンバーの入力

都道府県で課税情報等を確認するため、**保護者等の個人番号を入力**します。



留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル
 - ・ よくあるFAQ
 - ・ オンライン申請の説明動画
- ✓ 下記の相談については学校へご連絡ください。
 - ・ 収入状況提出方法を変更したい場合
 - ・ 書面での申請を希望する場合



文部科学省HP

問合せ先 神奈川県立〇〇学校 事務室 電話 000-000-0000